

不服申立て事案答申第 266 号

不服申立て事案諮問第 294 号

件名：訂正することを決めた決裁書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 3 月 7 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 4 月 18 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 3 月 7 日、審査請求人は愛知県 A 警察署（以下「A 警察署」という。）において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

保有個人情報訂正決定通知書（令和 6 年 2 月 16 日付）で訂正された

① 訂正をすることをきめた決裁書

② もともとの行政文書が正しく訂正されたことを明らかにする文書
（請求日現在、A 警察署で保管するもの）

と記載された開示請求（以下「本件開示請求」という。）であった。

(イ) 決定期間の延長

処分庁は、開示請求が同時期に集中したことにより、法第 83 条第 1 項及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年愛知県条例第 51 号）第 3 条に定める決定期間（開示請求があった日から 15 日以内）に開示決定等することが事務処理上困難であるため、法第 83 条第 2 項に規定する開示決定等の期限の延長に該当すると判断し、令和 6 年 3 月 21 日付けで、審査請求人に対し、本件開示請求に係る開示決定等をする期間を令和 6 年 4 月 22 日までとする決定期間延長通知書を送付した。

(ウ) 開示請求に係る保有個人情報の特定

審査請求人が開示を求めるもののうち、「① 訂正をすることをきめた決裁書」（以下「本件保有個人情報」という。）については、愛知県警察においては、本部担当所属が保有個人情報の訂正請求に対し理由があるかどうかを審査し、訂正又は不訂正の決定を行うこととされており、本件では愛知県警察本部地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）が当たっていることから、A 警察署では作成、保管されておらず、存在しないことを確認した。

次に、「② もともとの行政文書が正しく訂正されたことを明らかにする文書」については、A 警察署で保管する 110 番事案表（特定年月日 B 受付。以下「本件事案表」という。）であることから、内容を確認した。

本件事案表は、特定年月日 B に、審査請求人に係る野焼きの件で 110 番通報されたことにより作成され、A 警察署に保管されたものであり、令和 5 年 10 月 26 日には、審査請求人により保有個人情報開示請求がなされ、その後、一部開示されている。

その後、令和 6 年 1 月 17 日、審査請求人により本件事案表に対する保有個人情報訂正請求がなされたことにより、通信指令課は訂正をする決定をし、保有個人情報訂正決定通知書（令和 6 年 2 月 16 日付け）により審査請求人に通知した。

この決定により、A 警察署に保管されていた本件事案表が、訂正されて再度保管された。

(エ) 本件処分

処分庁は、A 警察署においては、本件保有個人情報を保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書（令和 6 年 4 月 18 日付け）により審査請求人に通知した。

なお、本件開示請求の「② 訂正したことがわかる文書」について

は、訂正後保管された本件事案表であることから、処分庁は、本件事案表について、不開示部分を除いた部分を開示する決定をし、同日、審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

本件保有個人情報については、(1)ア(ウ)のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、保有個人情報が訂正されたのに、訂正することを決めた判決書が作成されていないのは不合理である旨主張している。

しかしながら、上述したとおり、A 警察署においては訂正することを決めた判決書を作成しておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

また、審査請求人は、決定期間延長通知書（令和 6 年 3 月 21 日付け）が発付されたのであるから、対象文書は存在するはずである旨主張している。

しかしながら、法第 83 条第 2 項には開示決定等の期限について「前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。」と規定されているとおり、決定期間の延長は対象文書が存在することを前提に行われるものではなく、事務処理上の理由等によりなされるものであることから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、保有個人情報訂正決定通知書（令和 6 年 2 月 16 日付け。以下「本件決定通知書」という。）を発出する際の決裁文書であり、A 警察署で保管するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、本件訂正請求については、警察本部の担当所属である通信指令課が訂正請求に理由があるかどうかを審査し、訂正又は不訂正の決定を行っており、本件決定通知書を発出する際は、通信指令課で決裁を行っていることから、A 警察署では、本件決定通知書を発出する際の決裁文書を作成、保管していないため、存在していないとのことである。

当審議会において事務局を通じて処分庁に確認したところ、通信指令課は A 警察署に決裁文書の写しを送付しておらず、本件決定通知書の写しを送付し、A 警察署において、通知書の記載に従い実際に文書の訂正を行ったとのことである。

当審議会において、処分庁から提出された本件決定通知書を発出する際の決裁文書を確認したところ、起案者の所属欄に通信指令課の記載があることが認められる。

これらを踏まえ当審議会において検討したところ、本件請求対象保有個人情報情報は作成しておらず、存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

保有個人情報訂正決定通知書（令和6年2月16日付）で訂正された

①訂正することを決めた決裁書

（請求日現在 A 警察署で保管するもの）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 7. 5	諮問（弁明書の写しを添付）
7. 2. 28 (第246回審議会)	審議
7. 3. 24 (第247回審議会)	審議
7. 4. 25	答申